

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）					
地区名	一般国道 155 号					
事業箇所	いなざわしへいわちよう 稲沢市平和町地内					
事業のあらまし	<p>一般国道 155 号は、尾張北部に位置し、春日井市から一宮市の中心部を経由して、稲沢市、津島市に至る主要幹線道路である。</p> <p>沿線には物流施設が建ち並び、周辺地域では住宅開発が進展しており、交通量が非常に多い路線であり、本事業区間には歩道があるが、非常に幅員が狭く自転車及び歩行者が危険な状況となっていた。</p> <p>本事業は、歩道整備を実施し、歩行者等の安全性確保を図ったものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 歩行者等の安全性確保</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	0.24 億円	■工事費	0.24 億円、	□用補費	億円、	□その他
事業期間	採択年度	2008 年度	着工年度	2008 年度	完成年度	2014 年度
事業内容	歩道設置 L=0.45km W=20.0m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>当該区間の歩道が拡幅され、歩行者等の通行環境が改善された。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>歩道整備により、歩行者等の安全性確保が図られ、当初の目的が達成された。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	・当初の事業目標を達成し効果も確認できていることから、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	・事業計画どおり整備を完了していることから、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					

